

京都市認定通訳ガイド育成専門研修 仕様書

1 委託業務名

京都市認定通訳ガイド育成専門研修事業

2 業務目的

京都市内において外国人観光客に対し有償で観光ガイドを行うインバウンド人材を育成し、京都の深く正しい情報を発信し、ひいては京都の国際的なブランド力の強化に資することを目的とする。また、本業務委託の対象となる「専門研修」は、基礎研修にて通訳ガイドとしての基礎的なスキルを習得した受講生を対象に、京都に特化した専門知識を体系的に学んでいただく事を目的とする。

3 京都市認定通訳ガイド第8期育成事業の概要

(1) 募集人数 約 50 名

(2) 対象言語 英語・中国語・フランス語・スペイン語

※応募段階で受講者の語学能力を確認し、研修は日本語で実施

(3) スケジュール	令和 7 年 10 月	受講生の募集
	令和 7 年 12 月	受講生の選考（書類・面接）
	令和 8 年 1 月－3 月	基礎研修
	〃 5 月－6 月	<u>専門研修 今回の業務委託が関連する項目</u>
	6 月中旬	研修修了

4 業務期間

契約締結日から令和 8 年 7 月 31 日まで

5 業務概要（具体的に提案いただきたい内容）

(1) 別表 1 に記載された 34 講座の研修における運営

*運営スタッフの主な業務は、下記のとおり

①会場のセッティング（会場の機材準備など含む）

*資料を投影するための PC 等備品の手配も含む

②講師の迎え入れと準備補助

③受講生の受付

④当協会から指定した資料の配布及び事務連絡の実施

⑤研修が円滑に行われるために必要と思われる講義中の補助業務

⑥講義終了後のアンケート回収、集計

⑦会場の撤収

⑧当協会への結果報告

(2) 別表 1 に記載された 34 講座の研修における配布資料の準備

*資料の手配、印刷・製本業務を含む

(3) その他、専門研修の円滑な運営のために必要と思われる業務

6 業務実施体制

本事業を行なうため、業務を円滑に遂行できる事業推進体制を整備すること。

7 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、当協会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。なお、損害賠償は委託契約書委託料の対価の総額を上限とする。

(3) 著作権の取扱

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として当協会に帰属させるものとする。

(4) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、当協会と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、当協会の指示するところによるものとする。

(5) 留意事項

受託者が、上記各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき当協会が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。当協会は、契約を解除した場合は契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。

(以上)